

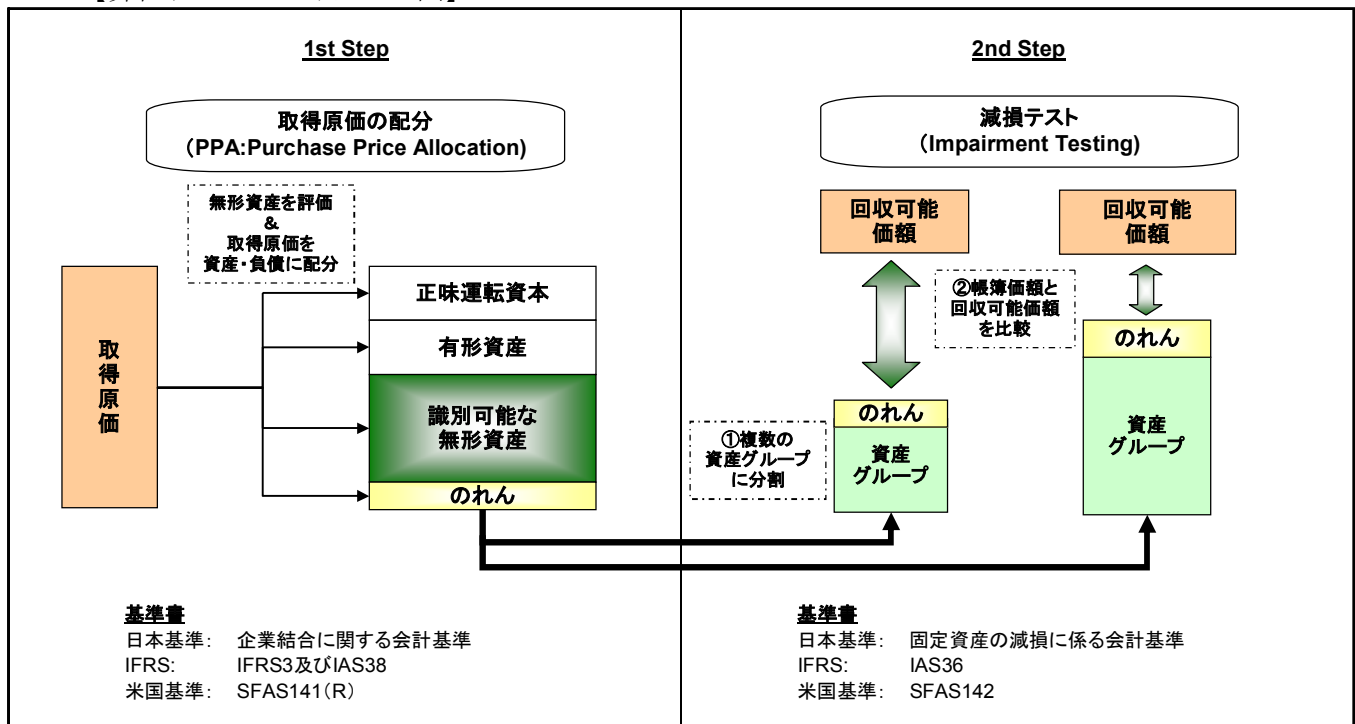
無形資産の評価及びコンサルティングサービスの開始のお知らせ

ビバルコ・ジャパン株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役：小林憲司）は、平成20年12月26日に公表された企業結合に関する会計基準（以下「改正企業結合会計」）及びIFRSの導入による無形資産の評価実務に対応するため、無形資産の評価及びコンサルティングサービスを開始いたしました。

弊社サービスの概要

企業会計の専門家集団である当社は、評価業務に関する豊富な経験に基づき、無形資産の評価サービスを提供いたします。当社のサービスは大きく分けて、「①取得原価配分（PPA: Purchase Price Allocation）手続」と「②減損テストに係るモニタリング・サービス」の二つに分類されます。米国会計基準に基づいた無形資産評価は、すでに当社においても行われていましたが、この度お知らせするサービスは、我が国の企業結合会計に関する会計基準及び国際会計基準（IFRS）導入に対応するものです。

【弊社サービスのイメージ図】



無形資産の評価が導入される背景

実際のM&Aにおいては、技術・顧客・知的財産等の無形資産の獲得を目的として取引が行われることが良くあります。しかしながら、従来の我が国の会計基準では、M&A等の企業結合時に

において、有形資産の対価を上回る取得原価は、基本的に全て「のれん」とされ、個々の無形資産について資産として認識することは、特に要求されていませんでした。

しかしながら、国際会計基準では、原則として、企業結合時における無形資産の識別が求められています。また、我が国においても、改正企業結合会計において、無形資産の識別を要求するべく改正が行われています。平成21年7月10日に公表された「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」によれば、我が国と国際会計基準における識別可能資産の相違点について、以下のようになっています。

【識別可能な無形資産の例】

IFRS3号及びSFAS141号における類型	改正企業結合会計	
	法律上の権利	分離して譲渡可能である可能性あり
1. マーケティング関連無形資産		
商標、商号、サービスマーク、団体マーク、認証マーク	商標権、商号	
トレードドレス(独特な色彩、形又はパッケージ・デザイン)	意匠権	
新聞マストヘッド	○	
インターネットのドメイン名	○	
非競合契約	○	
2. 顧客関連無形資産		
顧客リスト		顧客リスト
注文又は製品受注残高	○	
顧客契約及び関連する顧客関係	○	
契約に基づかない顧客関係		
3. 芸術関連無形資産		
演劇、オペラ及びパレエ	○	
書籍、雑誌、新聞及びその他の文芸作品	著作権	
作曲、作詞、及びCMソングなどの音楽作品	著作権	
絵画及び写真	○	
映画又はフィルム、音楽テープ及びテレビ番組を含むビデオ及び視聴覚データ	○	
4. 契約に基づく無形資産		
使用許諾、ロイヤルティ及び使用禁止契約	○	
広告、建設、マネージメントサービス又は供給契約	○	
リース契約	○	
建設許可	○	
フランチャイズ契約	○	
営業及び放送権	○	
住宅ローン貸付管理契約などのサービス契約	○	
雇用契約	○	
探掘、水道、空調、材木伐採及び通行権などの使用権	○	
5. 技術に基づく無形資産		
特許技術	特許権、実用新案権	
コンピューターソフトウェア及びマスク・ワーク		ソフトウェア
特許化されていない技術	営業上の機密事項	特許で保護されていない技術
タイトル・プラントを含むデータベース		データベース
秘密製法、プロセス及びレシピなどの取引上の機密	半導体集積回路配置	研究開発活動の途中段階の成果 (In-Process R&D : IPR&D)
	植物の新品種	

(出典：企業結合会計の見直しに関する論点の整理(企業会計基準委員会、平成21年7月10日公表)に基づき弊社(ビバルコ・ジャパン株)作成)

(注)

○：明示はされていないが、契約上の権利であり、識別可能な無形資産であると考えられる。

無形資産の評価は M&A における重要検討事項

改正企業結合会計は、平成22年4月1日以後実施される企業結合から適用(ただし、平成21年4月1日以後実施される企業結合から早期適用可)されますが、当該無形資産の評価が決算に与える影響は、従来と比べて、より重要になってくることが予想されます。

この点につきましても、当社メンバーは財務の専門家である公認会計士から構成されるとともに、豊富な M&A に関するコンサルティング業務の経験を有しておりますので、M&A を検討される企業の皆様と共に、最善の解決策を見出すためのコンサルティング業務を実施いたします。

本件に関するお問い合わせ先

担当 : 新井/安室

TEL : 03-5214-2727 FAX : 03-5214-3806

E-mail : info@bvcj.co.jp

